

諮問日：平成29年7月20日（平成29年度（最情）諮問第45号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（最情）答申第57号）

件名：司法修習生に実務修習地決定の通知を発送した日付が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、別紙記載の番号を用いて「本件文書1」などといい、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年4月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件文書1について

実務修習地については、第69期司法修習生が採用内定者である時期に、その予定を記載した平成27年10月16日付けの通知を発送し、導入修習の初日に、その決定内容を記載した名簿を机上配布して周知している。実務修習地の決定内容を記載した通知は、発送していない。

したがって、本件文書1は作成し、又は取得していない。

2 本件文書2について

修習資金IDは、貸与申請書の受付事務が終わった者から付与するものであり、同IDを付与するたびに通知書を個別に発送している。その通知書については、発送日付を控えていない。

したがって、本件文書2は作成し、又は取得していない。

3 本件文書3について

修習資料の発送は契約により受注した業者が行っているところ、業者に報告を求めているのは運送先ごとの到着日であり、発送日の報告は求めている。

したがって、本件文書3は作成し、又は取得していない。

4 本件文書4について

司法研修所は、全国の地方裁判所における事前ガイダンス開催の有無を把握する必要がなく、全国の地方裁判所に対して報告を求めている。

したがって、本件文書4は作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年12月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件文書1について

最高裁判所事務総長の説明によれば、実務修習地については、司法修習生が採用内定者である時期に、その予定を記載した通知を発送し、導入修習の初日に、その決定内容を記載した名簿を机上配布して周知させているから、実務修習地の決定内容を記載した通知は発送していないとのことであり、このような説明内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件文書1を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件文書1を保有していないと認められる。

2 本件文書2について

当委員会庶務を通じて確認したところ、修習資金IDは、貸与申請書の受付事務が終わった者から付与するものであり、同IDを付与するたびに通知書を個別に発送しているほか、修習資金の貸与が決定された際に送付される通知書にも同IDが記載されるとのことである。そうすると、修習資金ID通知書について発送日付を控えていないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件文書2を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件文書2を保有していないと認められる。

3 本件文書3について

最高裁判所事務総長の説明によれば、修習資料の発送は契約により受注した業者が行っているところ、業者に報告を求めているのは運送先ごとの到着日であり、発送日の報告は求めていないとのことであり、このような説明内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件文書3を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件文書3を保有していないと認められる。

4 本件文書4について

最高裁判所事務総長の説明によれば、司法研修所は、全国の地方裁判所における事前ガイダンス開催の有無を把握する必要がなく、全国の地方裁判所に対して報告を求めていないとのことであり、このような説明内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件文書4を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件文書4を保有していないと認められる。

5 結論

以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示

申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

第69期司法修習生に関する以下の文書

- 1 実務修習地決定の通知を発送した日付が分かる文書
- 2 修習資金ID通知書を発送した日付が分かる文書
- 3 白表紙等の修習資料を発送した日付が分かる文書
- 4 全国の地方裁判所で実施された、司法修習予定者に対する事前ガイダンスの開催日時が分かる文書